

〔No. 23〕 建築士事務所の開設者と、当該建築士事務所に属する建築士（以下「所属建築士」という。）との関係に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、所属建築士の監督及びその業務遂行の適正の確保に関する技術的事項を自ら総括しなければならない。

(事務所)管理建築士 士法24条3項四号 技術的事項の総括は管理建築士が行う

2. 建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させる書類として、所属建築士の氏名及び業務の実績を記載したものを当該建築士事務所に備え置かなければならない。

(事務所)書類の閲覧 士法24条の6 一号～四号を事務所に備置き、委託者に閲覧させなければならない

3. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所を管理する専任の所属建築士を置かなければならない。

(事務所)事務所の管理 士法24条1項 事務所に開設者は専任の建築士(管理建築士)を置かなければならない

4. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、所属建築士から、設計受託契約の内容について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

(事務所)重要事項説明 士法24条の7 1項 管理建築士等をして重要事項説明を行わなければならない